

平成28年熊本地震の対応状況を 踏まえたLPガス販売事業者等 による今後の対応のフォローアップ 状況について

平成30年3月16日

経済産業省 産業保安グループ

ガス安全室

これまでの経緯

平成29年3月に開催された、産業構造審議会液化石油ガス小委員会において、「熊本地震の対応状況を踏まえた今後の望まれる対応」として、以下の課題が提示された。

- (1) 都道府県LPガス協会を中心とした横断的な事業者間連携による対応**
- (2) 情報収集体制のルール化の検討**
- (3) LPガス集中監視システムを導入している保安機関との連携**
- (4) ガス放出防止型高圧ホースの普及促進等**
- (5) 上記を踏まえた、災害対策マニュアルの改訂等**

上記(1)から(4)の課題について、既存のLPガス災害対策マニュアルを改訂するため、高圧ガス保安協会及び関係団体等と協力し、対応案の検討を実施。

(1) 都道府県 L P ガス協会を中心とした横断的な事業者間連携による対応

L P ガス災害対応中央連絡会議（中央連絡会議）を中心に現地にて復旧対応等にあたる全ての L P ガス販売事業者からの情報を集約及び共有し、相互に協力する体制を構築する等のルール化を検討する。

(2) 情報収集体制のルール化の検討

- L P ガス災害対応中央連絡会議（中央連絡会議）が中心となり、関連する団体等と連携した支援体制等を構築するルールを策定するほか、国や自治体への連絡体制と方法についても検討する。
- また、L P ガス漏えい等により甚大な被害が発生している箇所への対応のほか、被災地において重要な施設（例えば、病院、学校等）など、初期段階における現地対応の優先度について検討する。

対応状況

- 全国 L P ガス協会及び都道府県 L P ガス協会における発災後及び復旧時の関わり方を明確化（**情報集約の一元化・国や自治体への連絡体制と方法**）（図 1）
- 中央連絡会議の設置要件を明確化（**現地のニーズに合わせた協力体制の構築**）（図 1）
- 中央連絡会議の開催等による活動内容の定期的な確認（平成 29 年度は、中央連絡会議を 12/21 日に開催）
- 都道府県 L P ガス協会等と自治体との防災協定の締結【締結率 89%（H29.9.30 時点）】（**自治体への連絡体制と方法**）
- 現行の L P ガス災害対策マニュアルにおいても、病院等公共性の高い施設等、保安確保の重要性を考慮し緊急時に優先して点検を行なう巡回表を作成することと規定していることから、L P ガス災害対策講習において継続的な周知の実施（**優先的な現地対応**）

(3) L Pガス集中監視システムを導入している保安機関との連携

集中監視センターとL Pガス販売事業者が連携して優先度をつけた現地対応が可能となるか検討するほか、L Pガス集中監視システムの普及促進を行う。

(4) ガス放出防止型高圧ホースの普及促進等

- 高圧側におけるガス漏えいのリスク軽減の観点から、引き続きガス放出防止型高圧ホースの普及促進を行う。
- また、容器転倒防止措置として講じている鎖がけ又はベルトがけを二重化するほか、打込み式アンカーボルトで基礎を固定する、保護板を設置するなど地震等による被害防止措置の推進を図る。

対応状況

- 集中監視センターと連携した体制で優先的な復旧を行った事例を調査し、その事例をL Pガス災害対策マニュアルに追加。L Pガス災害対策講習において周知を実施。
- 現行のL Pガス災害対策マニュアルにおいてガス放出防止型高圧ホース、鎖がけ又はベルトがけの二重化及び打込み式アンカーボルトで基礎を固定する措置を推進していることから、L Pガス災害対策講習において引き続き周知を実施。
- 九州液化石油ガス協議会では、会員企業において随時ガス放出防止型高圧ホースの切り替えを実施。
- 七協議会では、29年度から会員企業におけるガス放出防止型高圧ホースの設置数を調査。
- 全国L Pガス協会では、都道府県L Pガス協会に対してガス放出型高圧ホース設置を推奨。

対応状況

- ◆ L Pガス災害対策マニュアルの一部改訂。(平成29年9月)
(主な改訂箇所)
 - ・集中監視センターと連携した体制で優先的な復旧を行った事例を追加
 - ・発災後に販売事業者から都道府県L Pガス協会へ報告する様式の簡略化
- ◆ 情報収集体制及び中央連絡会議に係る部分等は、引き続き関係団体と検討を行い、次回のL Pガス災害対策マニュアルの改訂を予定。
- ◆ L Pガス災害対策マニュアルに既に規定されている箇所については、引き続き高圧ガス保安協会等が実施するL Pガス災害対策講習会において、啓蒙普及に取り組む。
- ◆ L Pガス災害対策マニュアルが大規模災害時に有効なものであり続けるため、毎年度見直しを行い、必要に応じて改訂を行う。